平成２２年（フ）第２３号
栃木県佐野市堀米町1145番地３　野村アパート
債務者　柴澤　吉男
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１号
静岡県富士市大淵3071番地の６
債務者　望月久美子
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月24日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第３６０号
富山市掛尾町230番地の１
破産者　丸合建設株式会社
1　決定年月日　平成22年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１８１号
北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地二条通２丁目17番地
破産者　株式会社藤田建設工業所
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成１９年（フ）第７７０号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字穴口296番地９
破産者　有限会社東北美創
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８号
岐阜県多治見市大畑町大洞48―28　レインボーハイツ304号、住民票上の住所岐阜県恵那市笠置町姫栗885番地
破産者　鈴村　正巳
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２０年（フ）第４７号
京都府福知山市字猪崎1139番地の１
破産者　株式会社駒井組
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成１７年（フ）第１７６号
長野県下伊那郡松川町元大島2909番地
破産者　松川町建設企業組合
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第２７６号
高崎市中室田町2255番地の８
破産者　学校法人神愛学園
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３号
沖縄県宮古島市平良字久貝643番地の５
破産者　株式会社第一建設工業
1　決定年月日　平成22年２月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第１３７号
仙台市青葉区台原７丁目４番20号
破産者　関建設株式会社
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２０年（フ）第５９８号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野290番地
破産者　東洋工業有限会社
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１号
静岡県浜松市中区高丘西３丁目１番41号
破産者　株式会社シンヨウ
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成１９年（フ）第１０７６号
長崎県対馬市厳原町宮谷232番地
破産者　株式会社対星
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３５２号
東京都青梅市藤橋２丁目92番地山彦パーク203号室
破産者　水島　房滋
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第９３０号
福岡市中央区梅光園２丁目６番１―601号
破産者　松尾　　保
1　決定年月日　平成22年２月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６２号
秋田県横手市八幡字上長田70番地４　アバニティ八幡101
破産者　谷口　賢一
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成１９年（フ）第１３２号
熊本県玉名市山田1441番地、開始決定時の住所熊本県玉名市寺田410番地１
破産者　高野　道夫
1　決定年月日　平成22年２月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第２８８２号
横浜市港南区丸山台１丁目２番１―W809号
破産者　吉田　敏昭
1　破産債権の届出期間　平成22年３月15日まで
2　一般調査期日　平成22年５月24日午後２時30分
平成22年２月15日
横浜地方裁判所第３民事部